

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市屋外広告物条例（平成19年条例第68号）附則第4項	東日本大震災の被災者の手数料の全部又は一部の免除	景観政策課

- 1 審査基準は、盛岡市屋外広告物条例施行規則（平成20年規則第20号）第43条に定めるところによる。
- 2 標準処理期間は、7日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文や解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。